

IT & オペレーション

株券電子化パニックを
引き起こさないために

2009年1月を目標に株券電子化が実施されることが、関係業界で合意された。混乱の無い株券電子化制度への移行の実現には、2007年の関係者の周到的な事前準備が鍵となる。

2009年1月実施の株券電子化

株券電子化に向け、株券の保護預り、証券保管振替機構（以下、保振）への預託を促す証券会社等のテレビCMや新聞広告などを最近よく目にする。

株券の電子化は、2004年6月に成立した株式等決済合理化法¹⁾により規定されており、実施時期は法の公布より5年以内の政令で定める日となっている。そのため、法的には2009年6月までのどこかで株券電子化が実施されるということになっているが、実務界は2009年1月を実施目標日としている。

株式等決済合理化法の成立以降、発行会社、証券会社、金融機関、保振等の関係者による実務スキーム等の検討はかなり進んだと言えるが、課題は少なからず残されている。その多くは、証券会社、銀行、発行会社等関係者の実務運用の取り決めに関するものである。このような実務関連の課題は、関係者間で合意に至るまで粛々と検討・調整を進めるということになる。一方、円滑に新制度に移行するためには、このような実務関連以外にもクリアすべき大きな課題がある。本稿では、打つ手を誤ると経済的混乱を招きかねないリスクを孕むこれらの課題に焦点を当ててみたい。

他人名義のタンス株

まず1つ目はタンス株²⁾の問題である。タンス株の中でも本人名義に書き換えられていない他人名義の株券が電子化されることに伴い

問題化する可能性がある。

上述の通り、証券会社等はタンス株の預け入れを推進しているが、個人投資家の中には、証券会社と取引関係を持つことを嫌ったり、株券を預け入れることにより発生する費用を避けたりするために、手元に株券を保管しているといったケースが見られる。このような投資家が保有する株券まで対象に含め、証券会社等への持ち込みを促すには限界があるため、この場合はタンス株券のまま、株券電子化を迎えることは仕方が無いと思われる。

ただし、名義を本人名義としておくことは不可欠である。もし、本人名義に書き換えをしていないタンス株を保有したまま新制度を迎えた場合、当該タンス株は、特別口座と呼ばれる発行会社が株主のために開設する口座で管理されることになる。特別口座は新制度移行直前の株主の名義で開設され、そこで株主権が保護される。ところが、本人名義となっていない場合は、他人名義の特別口座が開設される。つまり自分は手元に株券を持っているが、その株主権は名義人である第三者の手に渡ってしまうことになる³⁾。

当該口座名義人の第三者が自らの口座に存在する当該株式を他人に転売した場合、本来の株主は株主権を取り戻すことができなくなる可能性がある。そのため、証券会社等に預けない場合であっても、本人名義への書き換えだけは最低限行っておかなければならないのである。制度を知らなかったばかりに、多

Writer's Profile



中垣内 正宏
Masahiro Nakagaito

金融ITイノベーション研究部
上級システムコンサルタント

専門は金融制度調査
focus@nri.co.jp

大な経済的損失を蒙る可能性があるため、個人投資家に向けては、様々な媒体を通じ、徹底した周知・啓発が必要となる。

端株の取扱い

端株⁴⁾制度は2005年の会社法改正により廃止され、単元株制度に一本化された。ただし、会社法施行前から存在する端株については、会社法施行後も存続が認められており、現在も端株が存在する会社は少なくない。

この端株は株券電子化の対象とされていない。そのため、端株を株券電子化までに解消する必要がある。例えば、株券電子化実施日を効力発生日とする株式分割を行うことにより端株を解消するといった方法が考えられている。仮に0.01株の端株が存在する場合であれば、1対100の株式分割により、端株を1株にする。同時に取引単位の見直しも行うといった具合に小数点以下の端数を解消するのである。端株数、端株主数の多寡の違いはあるものの、現在、上場会社の内、約150社において端株が存在している。これらの会社が一斉に端株を解消する株式分割を株券電子化実施日に行った場合、市場に混乱を招くことは想像に難くない。例えば、取引単位の変更などは誤発注を誘発しかねない。実際には、端株主数が少ない企業は買取請求制度などの活用により、株券電子化までに端株を解消していくことが想定されるものの、端株主数が多い会社などは、当該株式分割を活用する可能性がある。従って、多くの会社（例えば数十社レベル）が一斉に上記株式分割を実施した場合に、どのような影響があるのかを調査し、証券会社、運用会社等は事前準備を進めておくことが求められる。

証券会社等のシステム対応

株券電子化後に、振替制度に参加する証券会社や金融機関は株式を一元管理する振替機関に接続する仕組みを用意しなければなら

い。株券電子化後の振替機関として想定されている保振からは、昨年、システム接続のための仕様書が公開されており、それを基に証券会社及びシステムアウトソーサである計算会社などは、現在、システム設計・開発を進めているところである。

昨年末に日本証券業協会（以下、日証協）は、会員の証券会社を対象にシステム対応の進捗状況調査を実施した。その調査結果によると、日証協が想定する標準的なスケジュールより進捗が遅れていると思われる証券会社は有効回答数の8割に達している。日証協では、システム設計の正確化、早期化をサポートするために保振に設計補助資料の提示協力を依頼しており、これにより、設計期間の短縮が期待される。ただし、この8割の中には、システム設計に至る前の基本方針である、株券電子化のために新システムにするのか、あるいは、現行システムをベースに対応するのかといった判断がなされていない証券会社も含まれている⁵⁾。対応が最も遅れているこれらの証券会社のサポートが喫緊の課題と言える。

株券電子化までラスト1年である2008年は、証券会社等はシステム接続、業務の移行準備に追われることになる。保振は、2008年3月頃より証券会社等とのシステム接続テストを開始することを予定している。そのため、証券会社等のシステム開発に残された期間は実質1年しか無い。また、業務面では2008年、特に2008年央以降は、証券会社や信託銀行などは、新制度への移行に向けた準備のため、株券の受け入れ処理、名義書換関連業務に人手をかけられなくなるものと想定される。そのため、2008年に駆け込み的に証券会社への株券の預け入れや名義書換等の請求が集中発生しないよう、2007年は、個人投資家の制度理解を十分深める必要がある。

証券決済制度改革最後の仕上げである株券電子化を混乱なく実現できるかは、この2007年の活動の成否が鍵を握っていると言えよう。 **N**

NOTE

- 1) 正式には「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」
- 2) 日証協証券決済制度改革推進センター及び保振の調査によると、2006年3月末時点で、タンス株は188億株存在し、個人が保有する株数の約19%を占めている。
- 3) このようなケースを想定し、株式を自らの口座に移し変えるための手続きが設けられている。
- 4) 「端株」と似たものに「単元未満株」がある。「端株」は1株に満たない小数点以下の株式で、「単元未満株」とは決められた最低取引単位（単元）に満たない株式で整数倍のもの。例えば1単元=100株であれば1~99株が単元未満株となる。
- 5) 証券会社の大半は、システム対応を計算会社に委託しているが、計算会社の方針転換などの影響で、対応が定まらない証券会社もいる。